

令和7年度～令和11年度

蟹江町こども計画

第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
蟹江町

目次

第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の背景 1
- 2 こども・若者に関する施策の動向 2
- 3 計画の位置づけ 3
- 4 計画の期間 4
- 5 計画策定プロセスと体制 5

第2章 こどもや子育て家庭をとりまく現状

- 1 こどもをとりまく現状 6
- 2 子育て家庭の実態や意識 17
- 3 第2期計画の評価と課題 25

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 34
- 2 計画の視点 35
- 3 計画の体系 36

第4章 施策の展開

- 1 こども・若者の権利の尊重 37
- 2 こども・若者の成長を支える環境の実現 38
- 3 子育てしやすい支援環境づくり 40
- 4 困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実 42
- 5 若い世代の生活基盤の安定への支援 44

第5章 各事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定 45
- 2 教育・保育の量の見込みの算出方法 46
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策 50
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 53
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 63
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 63

資料編

- 1 蟹江町子ども・子育て会議設置要綱 64

1

第1章 計画の趣旨

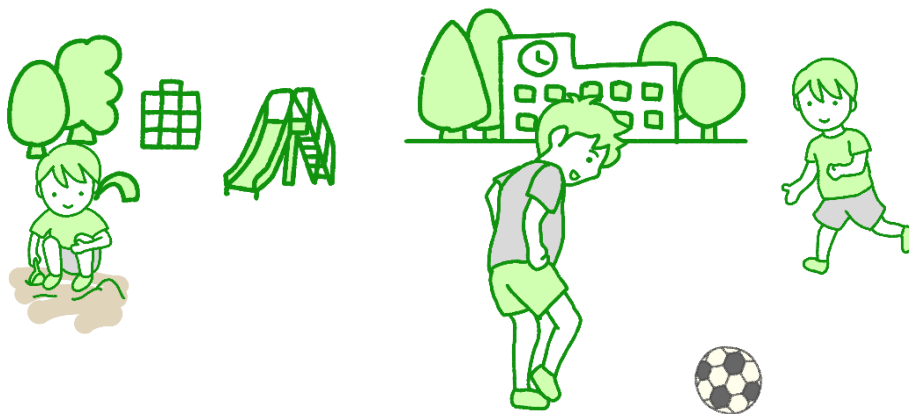


計画策定の背景

本町では、令和2年3月に「第2期蟹江町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業の充実に取り組んできました。この計画では、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとともに、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援が必要な子どもやその家族の状況を踏まえた支援、核家族化や共働き家庭の増加などの家庭環境の変化を踏まえた支援などの充実等をめざしてきました。

国は、こども基本法に基づき、令和5年12月に『こども大綱』を決定しました。こども大綱では、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととしています。

今回策定する「蟹江町こども計画」は、国がめざす「こどもまんなか社会」を蟹江町において実現していくために必要な取り組みをすすめる計画です。こどもと子育て家庭に目を向けるだけでなく、若者も含めて考えていくのが、こども計画の特徴です。こどもが成長して若者となり、それぞれの希望に応じて結婚して家庭を持ち、自己肯定感を持って子育てに向き合うことができる社会をめざしていくことが、この計画のめざすところです。こども・若者の利益を第一に考えながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていく計画として策定するものです。



2

第1章 計画の趣旨



こども・若者に関する施策の動向

今日のこどもに関する施策は、こども基本法に基づく『こども大綱』を踏まえ、“こどもまんなか社会”の実現をめざす方向で位置付けられています。

「こどもまんなか社会」（すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会）をめざす『こども大綱』には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現などが記載されています。

また、『こども大綱』では、ライフステージ別の重要事項として、以下のよう
な取り組みが必要と考えています。

ライフステージ	主な取組
こどもの誕生前から幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保育・医療の確保 ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ● 居場所づくり ● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ● いじめ防止 ● 不登校のこどもへの支援 ● 校則の見直し ● 体罰や不適切な指導の防止 ● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育の就学支援、高等教育の充実 ● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3

第1章 計画の趣旨



計画の位置づけ

- 本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び愛知県計画を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。
- また、本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。
- さらに、本計画は「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に定める「市町村行動計画」としての位置付けを担う計画として策定しています。
- 策定にあたっては、上位計画である「第5次蟹江町総合計画」をはじめ、地域福祉計画やその他の関連計画との整合性を図っています。

こども関連施策の概要

	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法	こども基本法
市町村計画についての規定	市町村行動計画(第八条) ・市町村は、行動計画策定指針に即して、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	市町村子ども・子育て支援事業計画(第六十一条) ・市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	市町村こども計画(第十条2) ・市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
その他	・一般事業主行動計画(常用雇用100人超の事業主)の策定。 ・特定事業主行動計画(国及び地方公共団体)の策定。 ・子育てサポート企業の認定(くろみん認定)。	・記載事項(基本的記載事項、任意記載事項)が規定されている。 ・(第六十一条2、3)	・こども施策に関する大綱(第九条)について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 ・こども施策に係るこども等の意見を反映することが規定されている。(第十一条)
	第2期計画における一体的策定パターン		
	第3期計画における一体的策定パターン		

4

第1章 計画の趣旨



計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					蟹江町こども計画				



5

第1章 計画の趣旨



計画策定プロセスと体制

(1) 蟹江町子ども・子育て会議

この計画は、県などの関係機関及び庁内各部署との協議を経て策定しています。また、地域の子育て関係者等の参画による「蟹江町子ども・子育て会議」において慎重に審議した内容を踏まえて策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、以下の通りアンケート調査を実施しました。

①子育て支援に関するアンケート調査

調査対象：【未就学】蟹江町在住の未就学児童（0～5歳）の保護者

【小学生】蟹江町在住の小学生（6～12歳）の保護者

配布数：【未就学】1,000人

【小学生】1,000人

回収数：【未就学】483人（48.3%）

【小学生】497人（49.7%）

調査期間：令和6年6月28日～令和6年7月16日

調査方法：郵送による配布・回収（Webによる回収も含む）

②こどもの生活・意識に関する調査

調査対象：蟹江町内の小・中学校に在学する小・中学生

※小学生は3年生以上を対象

配布数：【小学生】1,024人（3年生以上）

【中学生】807人

回収数：【小学生】1,024人（100%）

【中学生】807人（100%）

調査期間：令和6年7月9日～令和6年7月19日

調査方法：Webによる調査

1

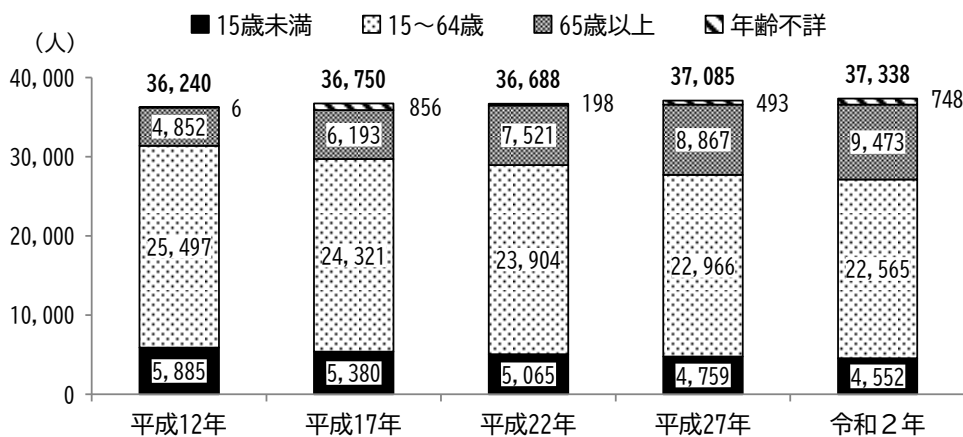
第2章 こどもや子育て家庭をとりまく現状

こどもをとりまく現状

(1) 人口の状況

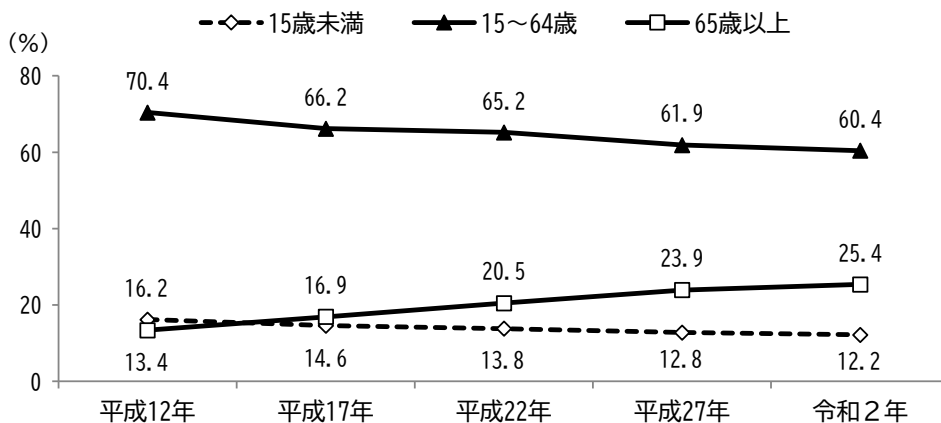
蟹江町の人口は、平成12年以降微増傾向にあり、令和2年では37,338人となっています。年齢3区分別でみると、15歳未満（年少人口）及び15歳～64歳（生産年齢人口）が減少している一方、65歳以上（高齢者人口）が大きく増加しており、65歳以上人口の割合は令和2年で25.4%まで上昇しています。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

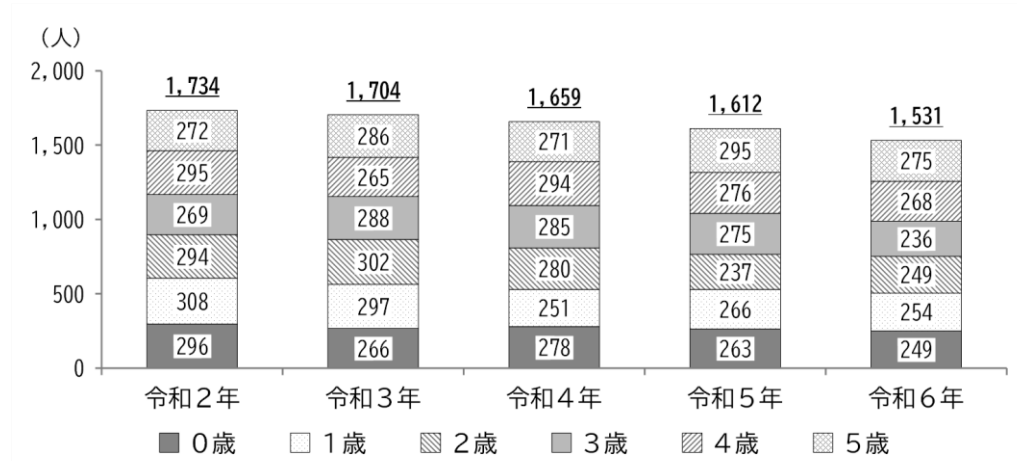
年齢3区分別人口構成割合の推移



資料：国勢調査

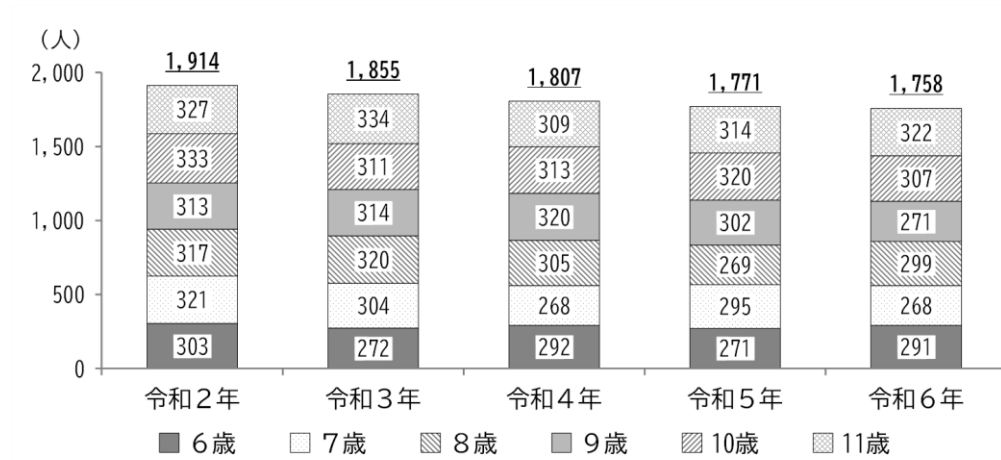
蟹江町の児童人口は、就学前児童（0～5歳）及び就学児童（6～11歳）のいずれも年々減少しています。

就学前児童（0～5歳）人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

就学児童（6～11歳）人口の推移

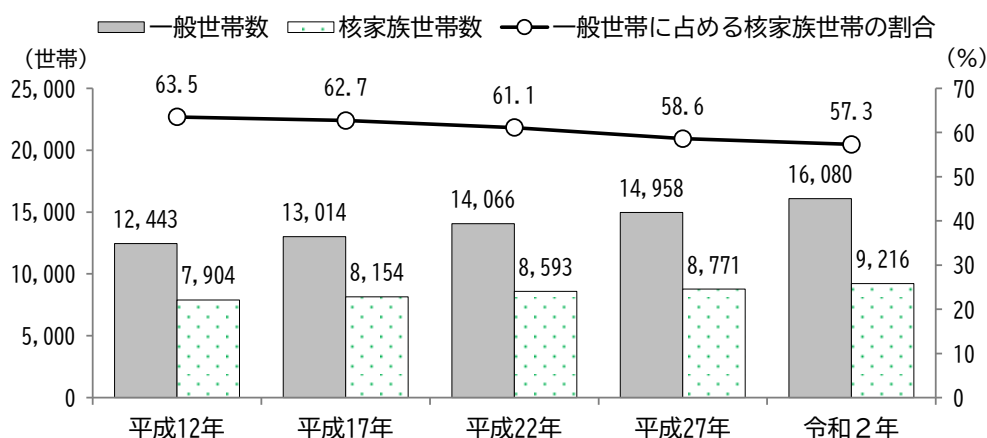


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

蟹江町の一般世帯数及び核家族世帯数はいずれも増加し続けていますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々低下しています。

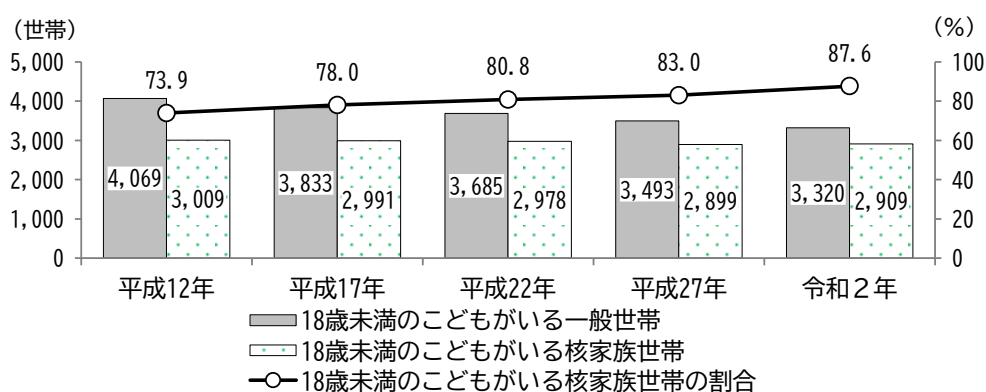
一般世帯の状況



資料：国勢調査

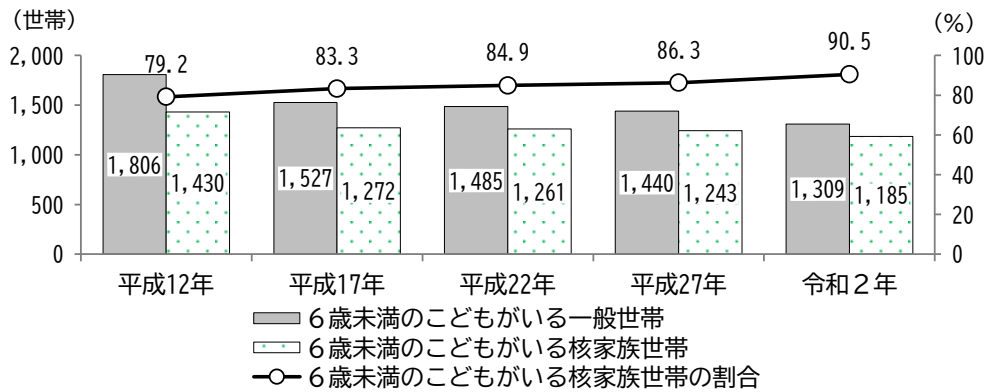
18歳未満の子どもがいる世帯では、一般世帯は減少、核家族世帯は概ね減少しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は年々上昇しています。6歳未満の子どもがいる世帯についても同様の状況となっています。

18歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

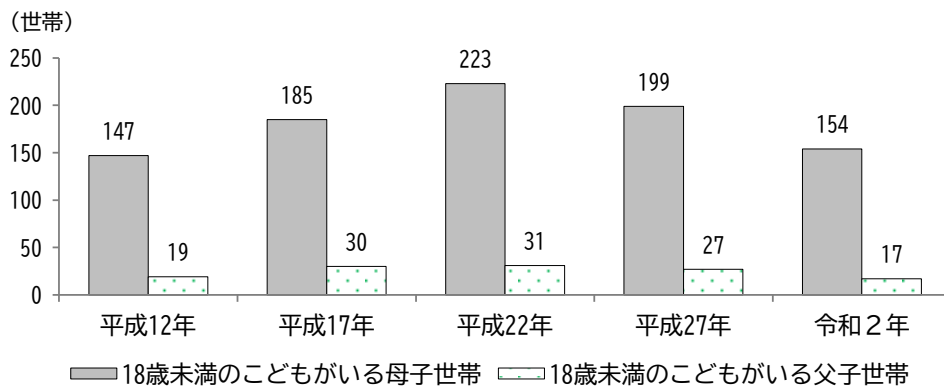
6歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、母子世帯・父子世帯のいずれも平成22年をピークに世帯数が減少しています。

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況



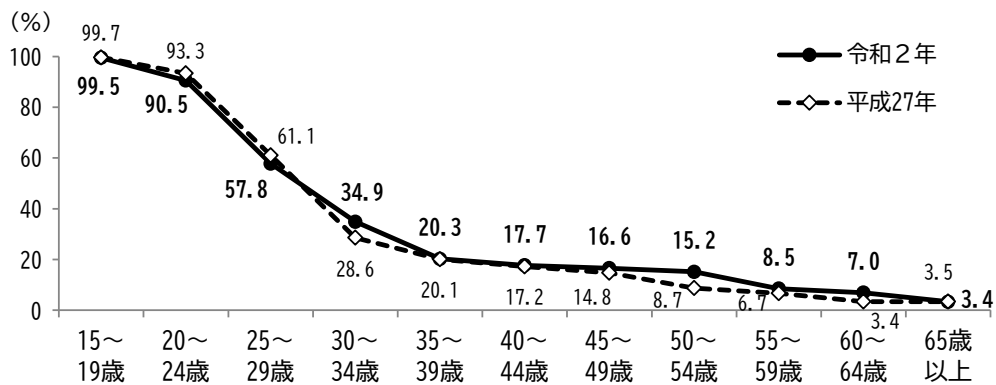
資料：国勢調査

(3) 婚姻の状況

女性の未婚率の推移を年齢5歳階級別で見ると、30歳から64歳までのいずれの区分においても平成27年より令和2年における割合の方が高くなっており、特に30～34歳及び50～54歳で高くなっています。

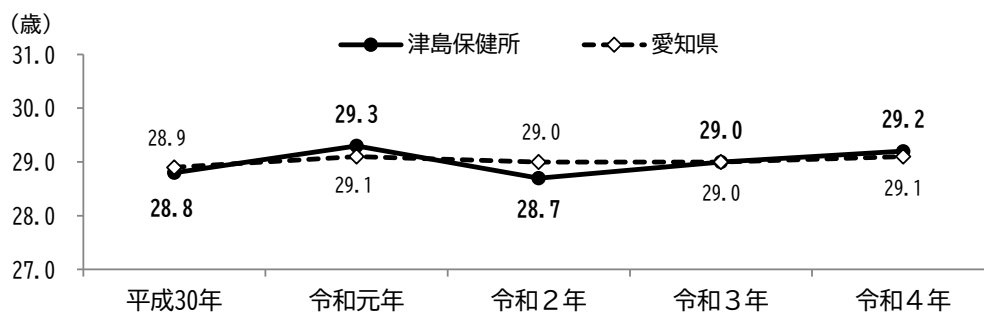
津島保健所管内の女性の平均初婚年齢は、県平均と同様に29.0歳前後で推移しています。

年齢5歳階級別女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

女性の平均初婚年齢の推移



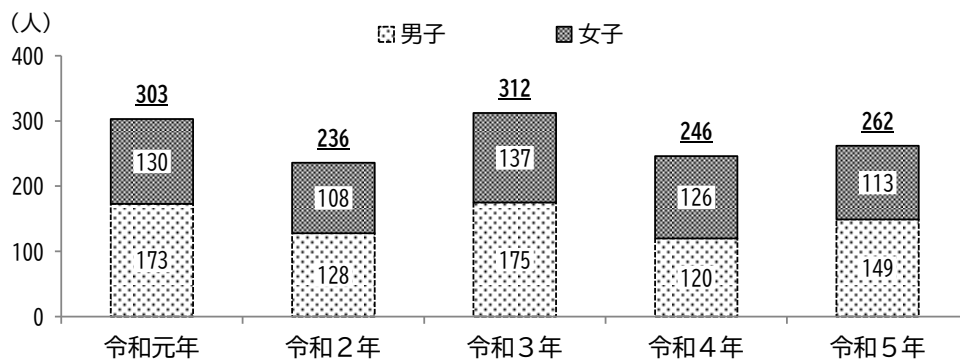
資料：愛知県衛生年報

(4) 出生の状況

蟹江町における出生数は増減を繰り返して推移しており、令和5年の出生数は262人となっています。

母親の年齢5歳階級別でみると、30～34歳での出生数が最も多く、次いで25～29歳で多い、という状況が変わらず続いています。

出生数の推移



資料：人口動態調査

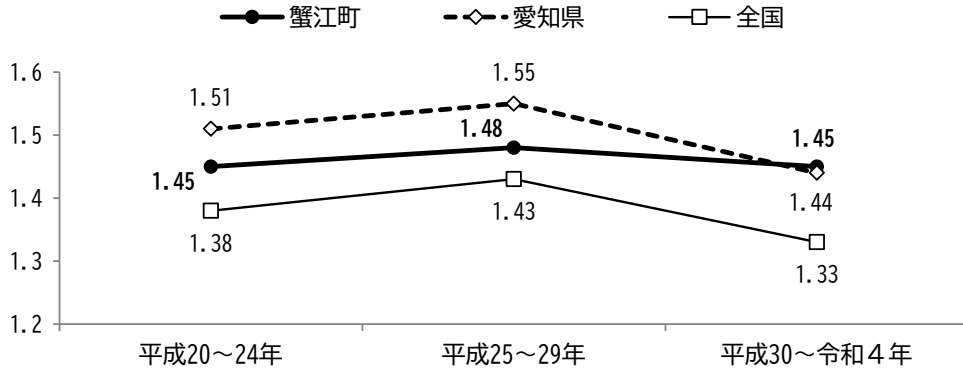
母親の年齢5歳階級別出生数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	303	236	312	246	262
15～19歳	2	4	1	1	0
20～24歳	26	18	26	14	10
25～29歳	87	77	84	82	84
30～34歳	111	82	117	98	107
35～39歳	52	42	68	36	48
40～44歳	23	13	16	14	12
45～49歳	2	0	0	1	1

資料：人口動態調査

蟹江町の合計特殊出生率は国より高く県より低い値で推移してきましたが、平成30～令和4年の合計特殊出生率は1.45で、県の1.44をわずかに上回っています。

合計特殊出生率の推移

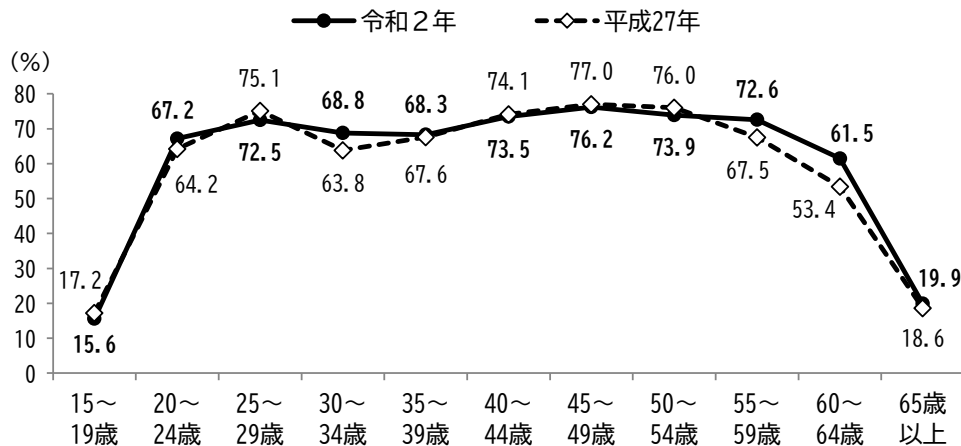


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 女性の就業の状況

女性の就業率の推移を年齢5歳階級別で見ると、20～24歳、30～34歳、35～39歳及び55歳以上において平成27年より令和2年における割合の方が高くなっています。

女性の年齢5歳階級別就業率の推移



資料：国勢調査

(6) 子育て支援事業の状況

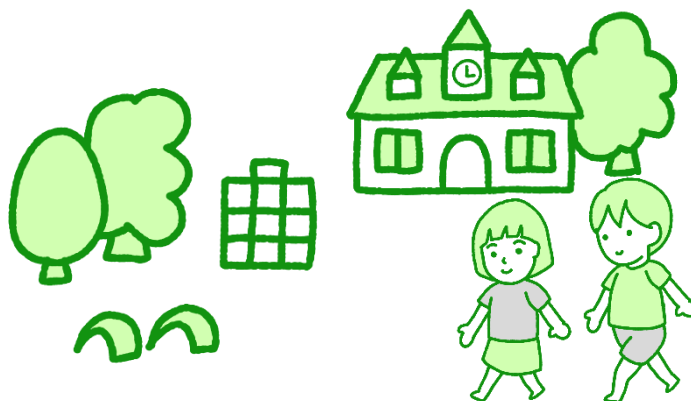
①保育所の状況

令和6年の本町の認可保育所は8か所であり、利用定員の総数は730人となっています。同年の入所児童数は435人、入所率は59.6%となっており、入所率は令和3年以降年々低下しています。

<認可保育所>

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可保育所数(か所)		8	8	8	8	8
利用定員(人)		730	730	730	730	730
入所児童数※ (人)	0歳	15	19	21	7	13
	1歳	103	99	73	73	67
	2歳	114	117	97	87	86
	3歳	113	122	106	90	76
	4歳	120	112	120	102	91
	5歳	112	118	114	124	102
	合計	577	587	531	483	435
入所率(%) (入所数/定員)		79.0	80.4	72.7	66.2	59.6

資料：蟹江町こども福祉課（各年5月31日現在） ※入所児童数は、蟹江町民のみ



②認定こども園の状況

令和4年に須成東幼稚園が認定こども園となり、町内の認定こども園は令和6年で2か所、利用定員は261人となっています。令和6年の入所児童数は299人であり、入所率は114.6%です。

<認定こども園>

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園数(か所)		1	1	2	2	2
利用定員 (人)	1号	30	25	130	130	130
	2・3号	60	60	131	131	131
	合計	90	85	261	261	261
入所児童数※ (人)	0歳	3	1	5	4	5
	1歳	6	8	13	19	14
	2歳	12	11	22	25	25
	3歳	16	25	90	95	90
	4歳	24	18	76	79	85
	5歳	13	23	65	78	80
	合計	74	86	271	300	299
入所率(%) (入所数/定員)		82.2	101.2	103.8	114.9	114.6

資料：蟹江町こども福祉課（各年5月31日現在） ※入所児童数は、蟹江町民のみ

③幼稚園の状況

令和6年の町内の幼稚園ははばたき幼稚園1園です。町内の児童のうち、225人が町内の幼稚園に通園しています。町外の幼稚園への通園児とあわせて227人が幼稚園に通園しています。

<蟹江町児童の幼稚園通園状況>

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
町内・町外区分		町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
幼稚園数(か所)		2	8	2	7	1	6	1	5	1	2
園児数※ (人)	3歳	78	48	94	32	70	39	87	1	69	0
	4歳	93	53	80	47	71	33	71	2	86	1
	5歳	87	52	89	52	59	49	73	2	70	1
	合計	258	153	263	131	200	121	231	5	225	2
総計(人)		411		394		321		236		227	

資料：蟹江町こども福祉課（各年5月1日現在） ※園児数は、蟹江町民のみ

町内の幼稚園1園の令和6年時点での児童数は342人です。

<蟹江町内の幼稚園の状況>

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園数(か所)		2	2	1	1	1
利用定員(人)		588	588	389	389	389
園児数※ (人)	3歳	117	148	112	128	104
	4歳	179	121	110	112	129
	5歳	159	144	91	113	109
	合計	455	413	313	353	342
入園率(%) (園児数/定員)		77.4	70.2	80.5	90.7	87.9

資料：蟹江町こども福祉課（各年5月1日現在） ※園児数は、蟹江町外を含む

④小学校・中学校の状況

令和6年の町内の小学校は5校、中学校は2校です。小学校の児童数は1,737人、中学校の生徒数は912人となっています。

<小学校・中学校>

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	学校数		5	5	5	5	5
	学級数	通常学級	66	66	66	65	64
		特別支援学級	12	15	15	16	17
	児童数(人)		1,895	1,833	1,789	1,758	1,737
中学校	学校数		2	2	2	2	2
	学級数	通常学級	28	27	28	27	27
		特別支援学級	5	5	5	5	5
	生徒数(人)		941	958	970	927	912

資料：蟹江町教育委員会教育課（各年5月1日現在）

⑤学童保育所の状況

学童保育所は、授業終了後、就労や疾病などにより家庭において保護を受けられない小学校1年生から6年生までの児童を保育する施設です。町内の学童保育所は公立5か所・私立2か所の計7か所あり、令和6年の登録者数は合計475人となっています。

<学童保育所>

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
蟹江学童	登録者数(人)	195	144	134	123	124
新蟹江学童	登録者数(人)	76	55	65	42	55
須西学童	登録者数(人)	87	82	72	61	62
舟入学童	登録者数(人)	14	14	16	11	16
学戸学童	登録者数(人)	149	121	125	125	150
はばたき児童クラブ	登録者数(人)	0	1	6	15	22
須成東児童クラブ	登録者数(人)	0	14	31	44	46
合計	登録者数(人)	521	431	449	421	475

資料：蟹江町こども福祉課（各年5月1日現在）

2

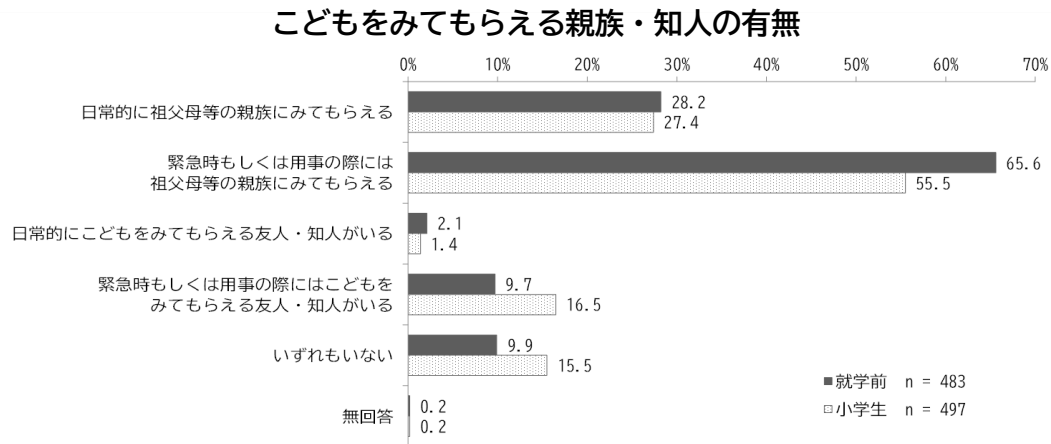
第2章 こどもや子育て家庭をとりまく現状

子育て家庭の実態や意識

(1) 子育てに関するアンケート調査結果

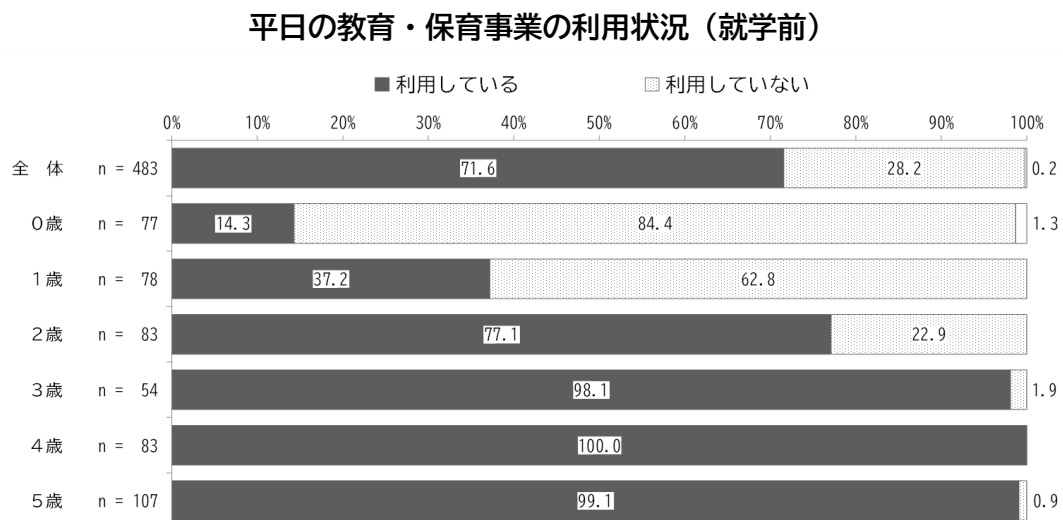
① こどもの面倒をみてくれる人の有無

お子さんの面倒を自分がみられない時に、かわりに面倒をみてくれる人が「いない」という保護者は、就学前児童の保護者で9.9%、小学生児童の保護者で15.5%みられます。



② 平日の教育・保育事業の利用状況（就学前）

平日の教育・保育事業を利用している就学前児童の保護者は71.6%です。こどもの年齢別でみると、0歳児では14.3%、1歳児では37.2%、2歳児では77.1%、3歳以上ではほぼ100%の利用率です。

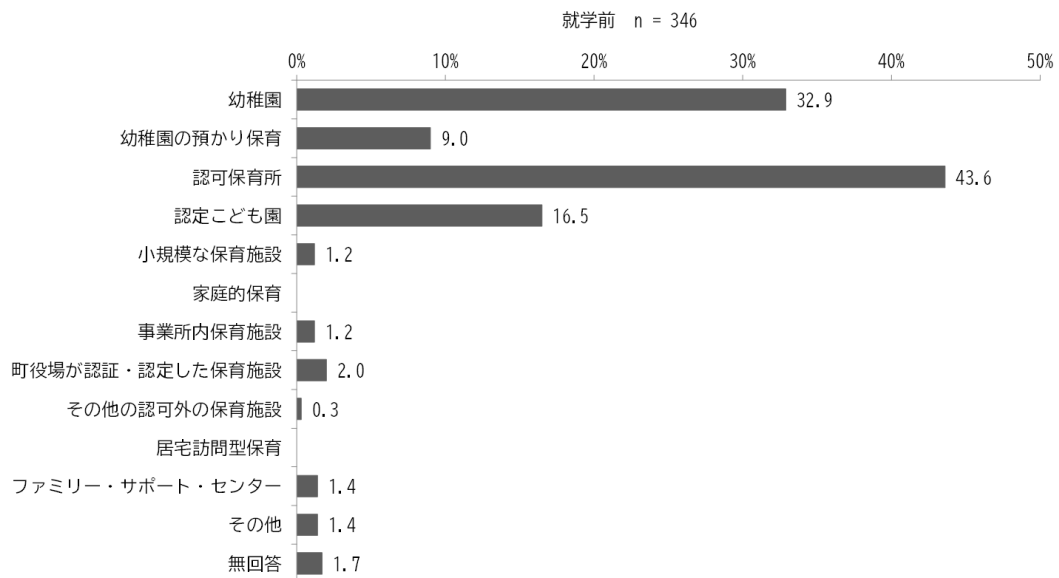


③平日に利用している教育・保育事業（就学前）

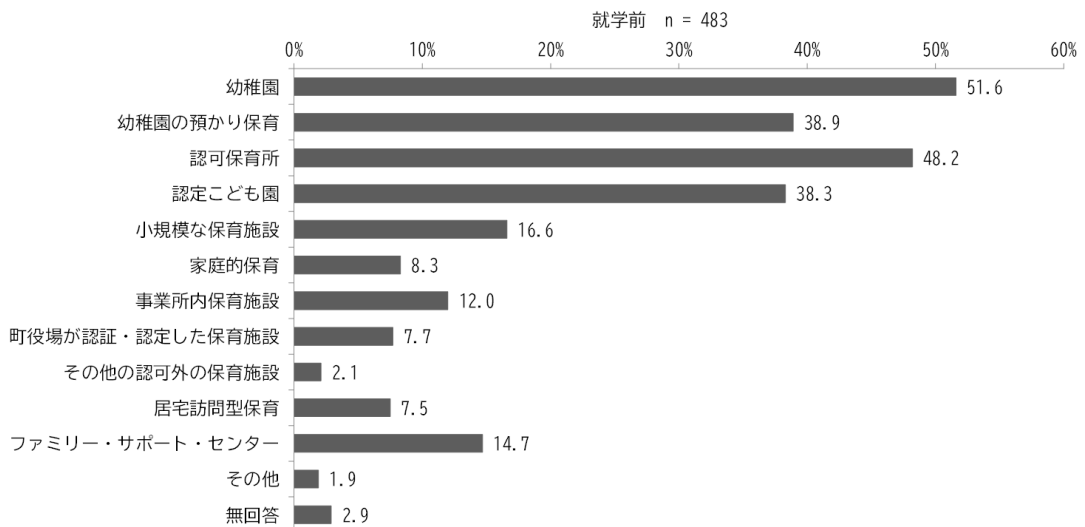
平日に利用している教育・保育事業の種類は、認可保育所（43.6%）、幼稚園（32.9%）が多くなっています。

今後、平日に定期的に利用したいと考えている教育・保育事業は、幼稚園（51.6%）が最も多く、次いで認可保育所（48.2%）が多くなっています。

平日に利用している教育・保育事業（就学前）



平日の教育・保育事業の今後の利用希望（就学前）

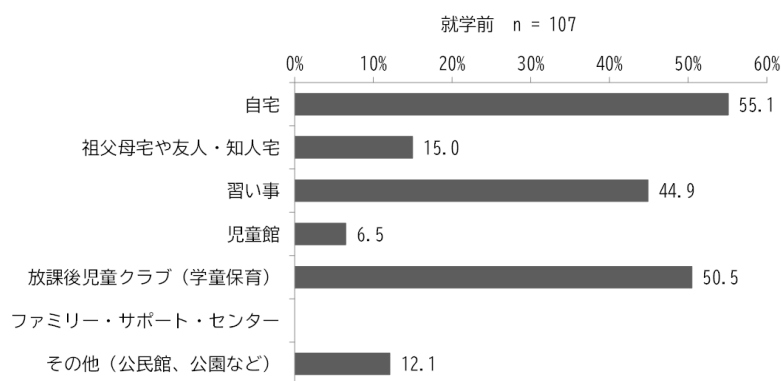


④小学校就学後の放課後の過ごし方

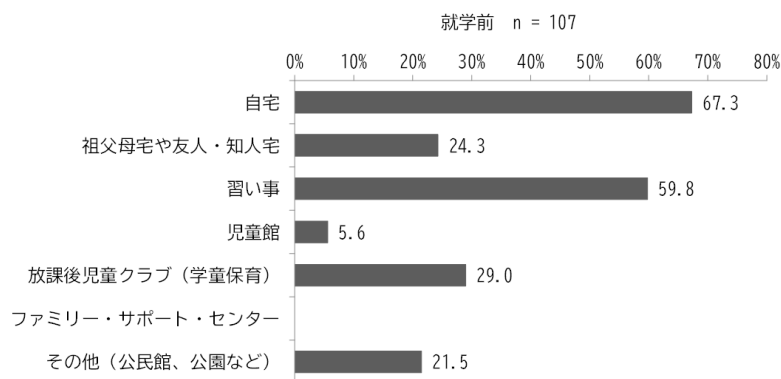
5歳以上の就学前児童の保護者にこどもの就学後の放課後の過ごし方の希望を聞いたところ、低学年の場合は自宅（55.1%）が最も多く、次いで放課後児童クラブ（50.5%）、習い事（44.9%）となっています。

一方、高学年の場合は自宅（67.3%）、習い事（59.8%）、放課後児童クラブ（29.0%）の順となっており、放課後児童クラブのニーズが低学年の場合より低くなっています。

低学年における放課後の過ごし方

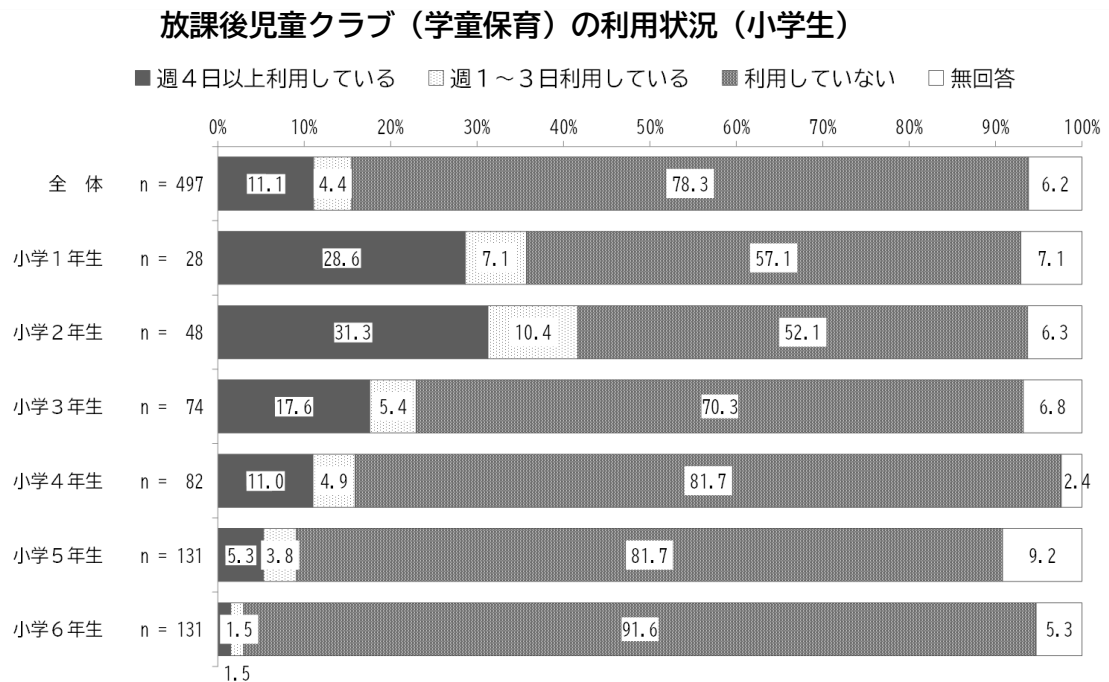


高学年における放課後の過ごし方



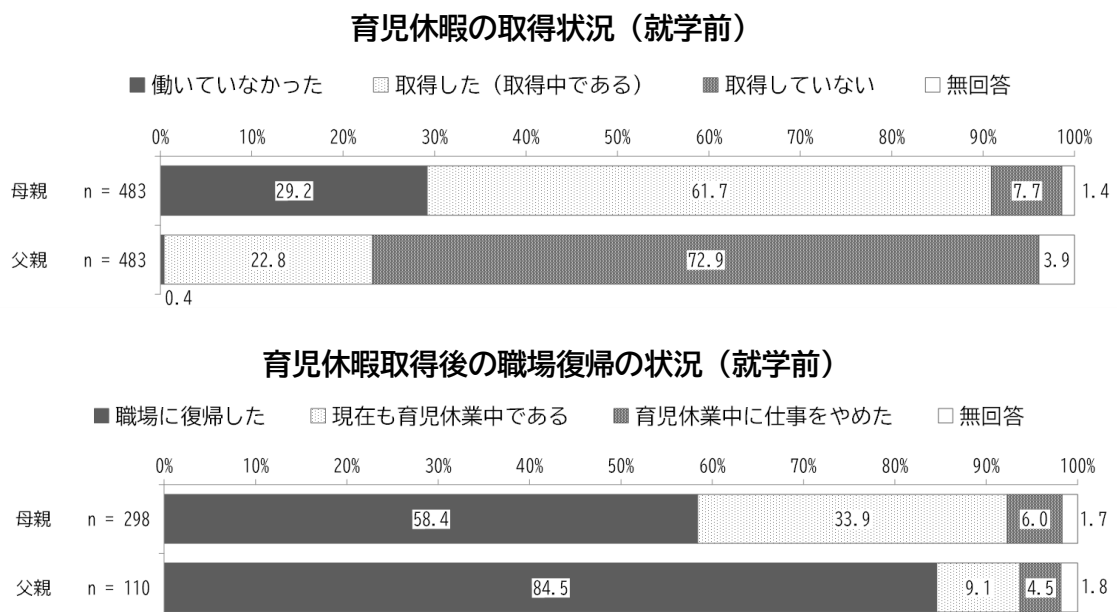
⑤放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況

放課後児童クラブ（学童保育）を週4日以上利用している小学生の割合は11.1%です。学年別でみると、小学2年生が31.3%と最も多くなっています。



⑥育児休業の取得状況

育児休業を取得した保護者は、母親が61.7%、父親が22.8%です。母親は、育児休業取得後に職場復帰した割合は58.4%ですが、「育児休業中に仕事をやめた」人が6.0%みられます。

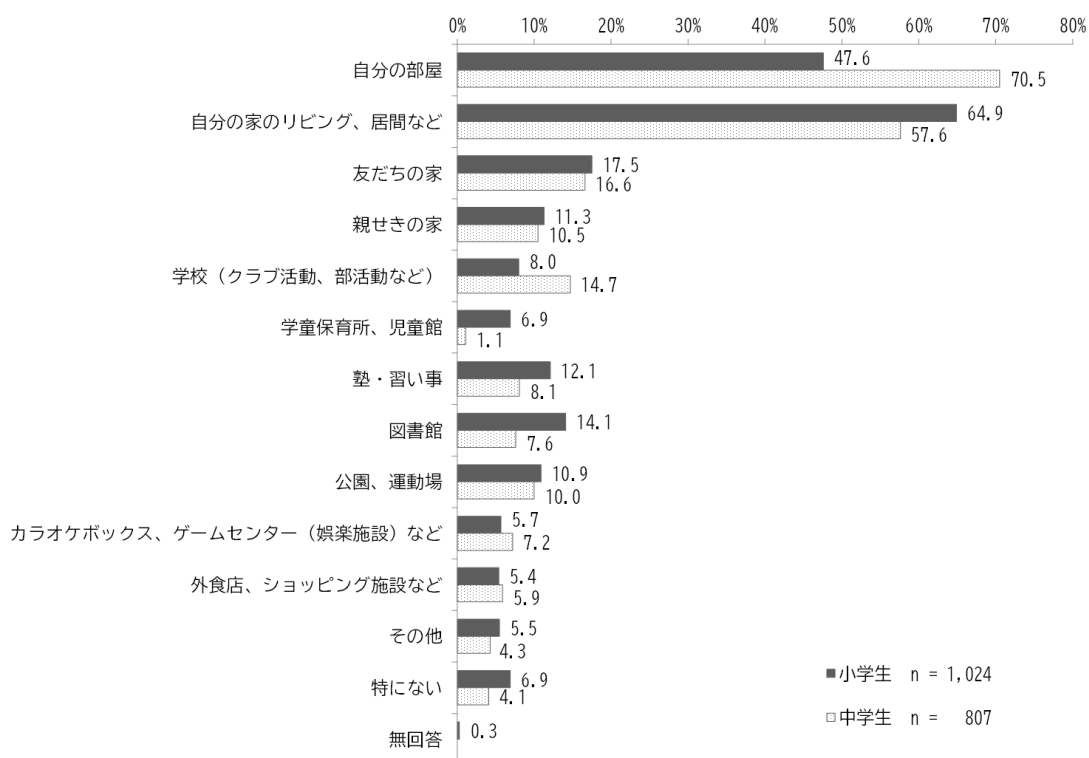


(2) こどもの生活に関する調査結果

① ホットとできる、安心していられる場所

小学生では、自分の家のリビング・居間など（64.9%）が最も多く、次いで自分の部屋、友だちの家、図書館、塾・習い事が多くなっています。中学生では、自分の部屋（70.5%）が最も多く、次いで自分の家のリビング・居間など、友だちの家、学校（クラブ活動、部活動など）、親せきの家が多くなっています。

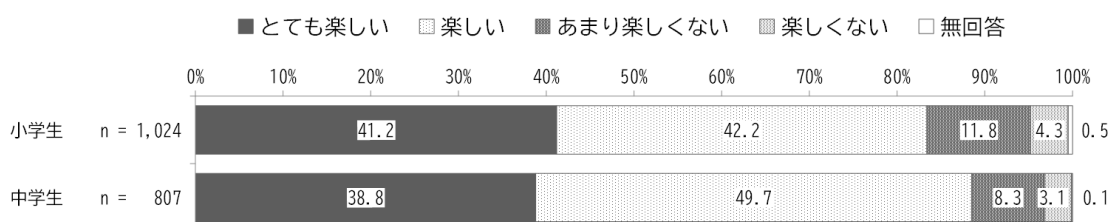
ホットとできる、安心していられる場所



② 学校の楽しさ

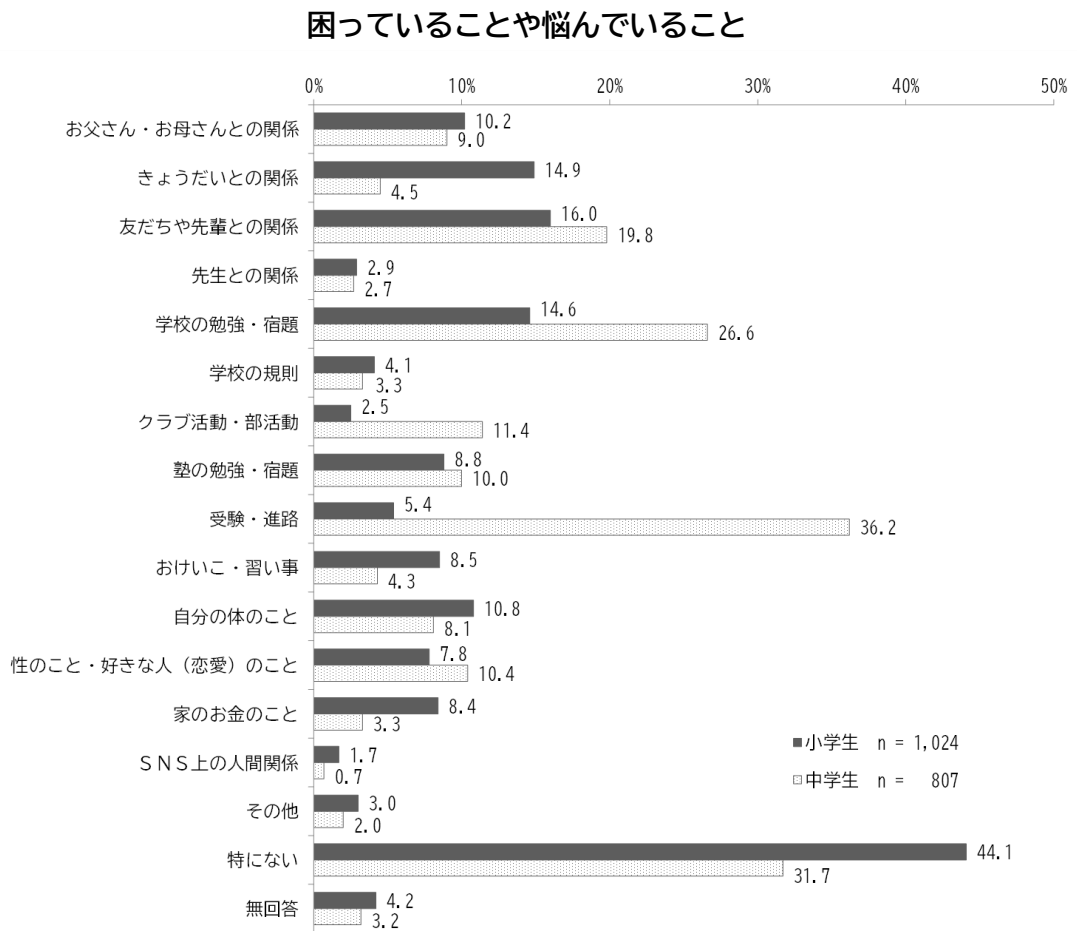
小学生・中学生ともに「楽しい」が最も多く、「とても楽しい」「楽しい」の計は小学生で83.4%、中学生で88.5%です。

学校の楽しさ



③困っていることや悩んでいること

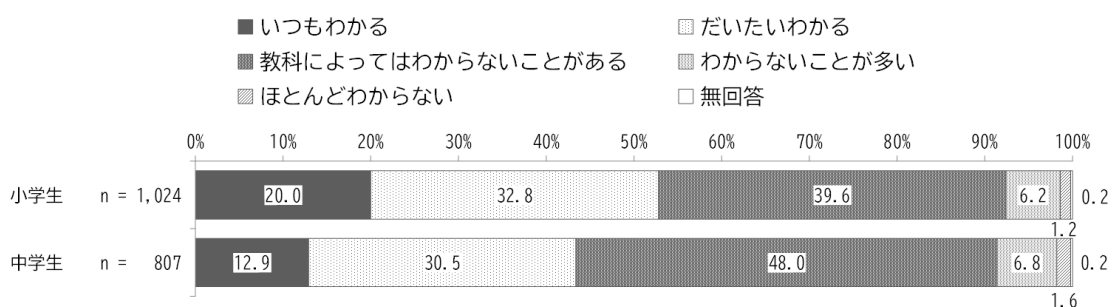
小学生では、特にない（44.1%）が最も多く、次いで友だちや先輩との関係、きょうだいとの関係、学校の勉強・宿題、自分の体のことが多くなっています。中学生では、受験・進路（36.2%）が最も多く、次いで特にない、学校の勉強・宿題、友だちや先輩との関係、クラブ活動・部活動が多くなっています。



④授業の理解度・将来の進路希望について

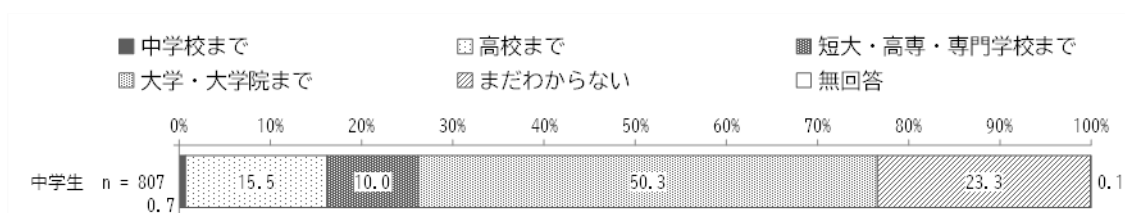
小学生・中学生ともに「教科によってはわからないことがある」が最も多く、「いつもわかる」「だいたいわかる」の計は小学生で52.8%、中学生で43.4%となっています。一方、「ほとんどわからない」「わからないことが多い」の計は小学生で7.4%、中学生で8.4%です。

授業の理解度



現時点での将来の進路希望先は、「大学・大学院まで」(50.3%)が最も多く、次いで「まだわからない」(23.3%)、「高校まで」(15.5%)が多くなっています。

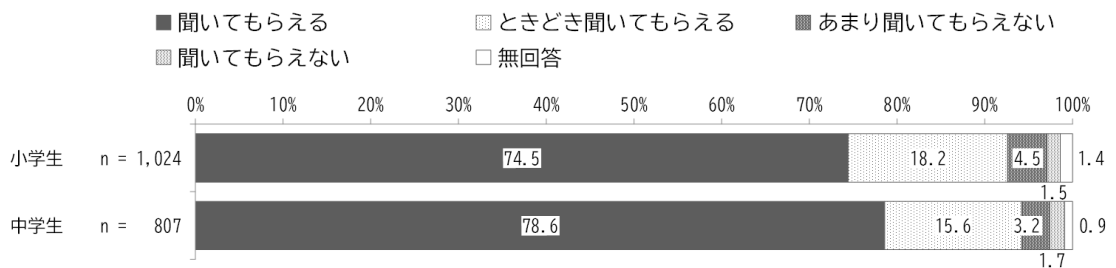
現時点での将来の進路希望先



⑤大人との関係について

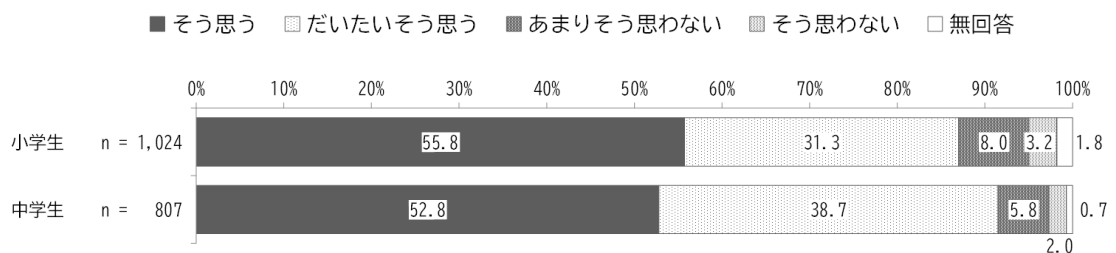
家族の人に自分の話を聞いてもらえるかどうかについては、小学生・中学生ともに「聞いてもらえる」が7割以上で最も高く、「聞いてもらえる」「ときどき聞いてもらえる」の計は小学生で92.7%、中学生で94.2%です。一方、「聞いてもらえない」「あまり聞いてもらえない」の計は小学生で6.0%、中学生で4.9%です。

家族の人に話を聞いてもらえるか



親や周りの大人、友だちから大切にされていると感じるかどうかについては、小学生・中学生ともに「そう思う」が5割以上で最も高く、「そう思う」「だいたいそう思う」の計は小学生で87.1%、中学生で91.5%です。一方、「そう思わない」「あまりそう思わない」の計は小学生で11.2%、中学生で7.8%です。

親や周りの大人、友だちから大切にされていると感じるか



3

第2章 こどもや子育て家庭をとりまく現状

第2期計画の評価と課題

第2期子ども・子育て支援事業計画で設定した「各事業の量の見込みと確保方策」について、進捗状況を検証・評価しました。（令和6年度の実績は見込み値です。）

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

①保育利用（2号認定・3号認定）

(単位：人)

区 分				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)	
量の 見込み	目標値	2号	3～5歳	428	436	425	430	418	
		3号	0歳	50	50	48	48	48	
			1～2歳	250	241	237	235	234	
		計			728	727	710	713	700
	実績値	2号	3～5歳	385	404	422	401	364	
		3号	0歳	53	47	53	35	34	
			1歳	123	103	96	101	103	
			2歳	121	106	110	99	109	
		計			682	660	681	636	610
	確保の 内容	目標値	保育所、 認定こども園	2号	3～5歳	469	469	469	569
3号				0歳	67	67	67	82	82
			1～2歳	254	254	254	299	299	
計			790	790	790	950	950		
地域型 保育		2号	3～5歳	0	0	0	0	0	
			3号	0歳	0	0	0	0	0
		1～2歳		0	0	0	0	0	
		計			0	0	0	0	0
実績値		保育所、 認定こども園	2号	3～5歳	469	469	514	514	514
				3号	0歳	64	64	70	70
			1歳		123	123	129	129	129
			2歳	137	137	148	148	148	
		計			793	793	861	861	861
		地域型 保育	2号	3～5歳	0	0	0	0	0
				3号	0歳	0	0	0	0
			1歳		0	0	0	0	0
2歳	0		0	0	0	0			
計			0	0	0	0	0		
差	2号	3～5歳	84	65	92	113	150		
		3号	0歳	11	17	17	35	36	
	1歳		0	20	33	28	26		
	2歳		16	31	38	49	39		
	計			111	133	180	225	251	

※差：確保の内容（実勢値）－量の見込み（実績値）

②満3歳以上のこどもの教育利用（1号認定・2号認定教育利用）

（単位：人）

区 分				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
量の見込み	目標値	1号	3～5歳	254	259	253	255	248
		2号		109	110	109	109	108
		計		363	369	362	364	356
	実績値	1号	3～5歳	406	396	399	401	353
		2号		59	112	90	94	101
		計		465	508	489	495	454
確保の内容	目標値	1号 2号	3～5歳	618	618	618	458	458
	実績値	1号 2号	3～5歳	618	613	519	519	519
差				153	105	30	24	65

保育を希望する保護者に対しては、十分な提供ができています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

(単位：人)

年間実利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
① 量の見込み	目標値	350	350	350	350	350
	実績値	529	469	445	468	352
②確保の内容	目標値	350	350	350	350	350
	実績値	529	469	445	468	352
実施か所数(か所)		8	8	10	10	10
差(②-①)		0	0	0	0	0

利用を希望する保護者がすべて利用できている状況です。

②放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

1日平均利用者数			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	目 標 値	低学年	240	240	240	240	240
		高学年	60	80	80	80	80
		計	300	320	320	320	320
	実 績 値	1年生	120	114	127	124	127
		2年生	116	111	108	114	105
		3年生	89	92	99	85	107
		4年生	80	60	76	79	69
		5年生	38	40	32	37	49
		6年生	5	17	13	6	17
		計	448	434	455	445	474
②確保の内容	目標値	300	320	320	320	320	
	実績値	448	454	455	454	474	
差(②-①)			0	20	0	9	0

令和3年度以降、利用が概ね増加傾向にあり、今後の提供体制の拡充が必要です。

③地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人回)

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	実績値	16,615	17,281	18,075	18,705	18,400
②確保の内容	利用回数	目標値	25,000	25,000	25,000	25,000
		実績値	19,800	19,800	19,800	19,800
	か所数 (か所)	目標値	3	3	3	3
		実績値	3	3	3	3
差(②-①)		3,185	2,519	1,725	1,095	1,400

町内の3か所の子育て支援センターにおいて事業を実施し、十分な提供ができています。

④一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的にこどもを預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園の預かり保育

(単位：人日)

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の 見込み	目標値	一時預かり事業 (幼稚園型)	1,200	1,200	1,200	1,200
		2号認定による 定期的な利用	12,000	12,000	12,000	12,000
		計	13,200	13,200	13,200	13,200
	実績値	一時預かり事業 (幼稚園型)	0	0	0	0
		2号認定による 定期的な利用	4,624	7,944	7,793	7,910
		計	4,624	7,944	7,793	7,910
②確保の 内容	目標値	13,200	13,200	13,200	13,200	
	実績値	13,200	13,200	13,200	13,200	
差(②-①)		8,576	5,256	5,407	5,290	5,129

実績が計画値を大きく下回っており、十分な提供ができています。

幼稚園以外の一時的預かり

(単位：人日)

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	2,400	2,400	2,400	2,400	3,600
	実績値	401	477	399	511	580
②確保の内容	目標値	2,400	2,400	2,400	2,400	3,600
	実績値	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315
実施か所数(か所)		2	2	2	2	2
差(②-①)		1,914	1,838	1,916	1,804	1,735

実績が計画値を大きく下回っており、十分な提供ができています。

⑤病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が病児を一時的に保育等する事業です。

本町では、病後児対応型として私立保育所1か所で実施しています。

(単位：人日)

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	250	250	250	250	250
	実績値	0	0	3	4	1
②確保の内容	目標値	250	250	250	250	250
	実績値	738	738	636	672	729
実施か所数(か所)		1	1	1	1	1
差(②-①)		738	738	633	668	728

近年は利用者数が少なく、十分な提供ができています。

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

（単位：人日）

年間延べ利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	960	960	960	960	960
	実績値	359	405	323	486	348
②確保の内容	目標値	960	960	960	960	960
	実績値	500	500	500	500	500
差(②-①)		141	95	177	14	152

年度によって利用が増減していますが、ニーズに応じた提供ができています。

⑦利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

（単位：か所）

実施か所数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	目標値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
②確保の内容	目標値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
差(②-①)		0	0	0	0	0

令和2年度から令和5年度までは子育て世代包括支援センター、令和6年度からは子ども家庭センターを拠点として、事業を実施しています。

⑧妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査

(単位：人回)

年間延べ受診者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
	実績値	3,460	3,982	3,448	3,314	3,372
②確保の内容	目標値	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
	実績値	3,460	3,982	3,448	3,314	3,372
受診率(①/②)(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

子宮頸がん検診

(単位：人)

年間実受診者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	320	320	320	320	320
	実績値	299	299	249	260	290
②確保の内容	目標値	320	320	320	320	320
	実績値	341	285	285	280	306
受診率(①/②)(%)		87.7	104.9	87.4	92.9	94.8

妊婦歯科健康診査

(単位：人)

年間実受診者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	320	320	320	320	320
	実績値	109	114	101	111	107
②確保の内容	目標値	320	320	320	320	320
	実績値	341	285	285	280	306
受診率(①/②)(%)		32.0	40.0	35.4	39.6	24.3

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票(14回)、子宮頸がん検診受診票(1回)、妊産婦歯科健康診査受診票(各1回)を交付し、受診勧奨を行っています。

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)

年間実訪問者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	320	320	320	320	320
	実績値	224	309	252	271	290
②確保の内容 ※	目標値	320	320	320	320	320
	実績値	259	325	270	281	306
訪問率(①/②)(%)		86.5	95.1	93.3	96.4	62.7

※確保の内容(対象者数)は、生後4か月までの乳児数

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言等を行う事業です。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

(単位：人)

年間実訪問者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	12	11	8	12	9
②確保の内容	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	12	11	8	12	9
訪問率(①/②)(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

保健師等による家庭訪問を、必要な家庭に対しては複数回の訪問を行い、支援を実施しています。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する児童の低所得世帯等に対して、実費徴収される給食費（副材料費）を助成します。

(単位：人)

年間実利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み値)
①量の見込み	目標値	70	70	70	70	70
	実績値	60	49	41	23	30
②確保の内容	目標値	70	70	70	70	70
	実績値	80	70	59	52	46
差(②-①)		20	21	18	29	16

現在の体制で十分な提供ができています。

1

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

(基本理念：案)

こどもと若者の幸せな将来を支えるまち かにえ

「蟹江町第2期子ども・子育て支援事業計画」では、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野の構成員が相互に協力して課題の解決に取り組むことで、本町のこどもたちの健やかな成長を支えていこうという考え方の下、「子どもを大切にし、みんなで育てるまち かにえ」を基本理念に掲げました。

今回策定した「こども計画」は、こどもと若者及び子育て家庭を対象とする施策を進めていく計画です。こどもが成長して若者、さらには子育て世代になっていくという連続性を踏まえて支援していこうというのが「こども計画」です。こども・若者が、自立した個人として健やかに成長でき、一人ひとりの権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすための計画です。

本計画では、こうした考え方を踏まえ、「こどもと若者の幸せな将来を支えるまち かにえ」を基本理念として取り組みを進めます。

2

第3章 計画の基本的な考え方

計画の視点

(1) こども・若者の権利を尊重する視点

- こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格や個性を持つ個人として尊重することを基本的な視点とします。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図ることをめざした取組を推進します。

(2) こども・若者・子育て当事者の意見を尊重する視点

- こども・若者が自らのことについて意見を形成して、表明することを尊重します。そのために必要な支援等を行い、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを進めます。同時に、大人は、こども・若者の意見に真摯に向き合い、その実現のために注力します。

(3) 切れ目のない子育て支援の充実の視点

- こども・若者や子育て家庭の状況に応じて必要な支援が途切れることなく提供されるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。同時に、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

(4) すべてのこども・若者の健全な成長を支援する視点

- 乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障し、すべてのこども・若者が愛着を土台として相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

(5) 若い世代の自立への支援

- 若い世代の多様な価値観や考え方を尊重することを前提に、若い世代の生活の基盤の安定、それぞれの希望に応じた結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。

3

第3章 計画の基本的な考え方

計画の体系

基本理念

こどもと若者の幸せな将来を支えるまち
かにえ

1 こども・若者の権利の尊重

- ①こども・若者の権利についての正しい知識の普及
- ②こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

2 こども・若者の成長を支える環境の実現

- ①幼児教育の質の向上
- ②魅力ある学校教育の推進
- ③こども・若者の居場所づくり
- ④地域や学校で多様な体験ができる環境づくり
- ⑤いじめや不登校を未然に防止する取り組みの充実

3 子育てしやすい支援環境づくり

- ①教育・保育提供体制の充実 ★
- ②多様なニーズに応える子育て支援の充実 ★
- ③子育ての相談や情報提供の充実 ★
- ④地域ぐるみでこどもを育てる意識の啓発
- ⑤子育て世代に向けた家庭教育支援

4 困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③社会的養護施設との連携強化
- ④こどもの貧困対策の充実
- ⑤ひとり親家庭への支援の充実
- ⑥ヤングケアラーへの支援

5 若い世代の生活基盤の安定への支援

- ①若い世代の就学・就労・経済的基盤安定への支援
- ②悩みを抱える若い世代への相談支援
- ③仕事と子育ての両立の推進

★印の施策は、具体的な事業の実施目標を「第5章」に記載しています。

1

第4章 施策の展開

こども・若者の権利の尊重

めざすこと

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」は、こども・若者が健やかに成長でき、自己肯定感を持って自分らしく幸福な生活をおくることができる社会です。その実現のためには、すべての町民がこども・若者の人権についての正しい認識を持つ必要があります。そして、こども・若者が自らの意見を持って表明することができる社会です。

こうした考えから、基本目標1「こども・若者の権利の尊重」では、こども・若者の権利についての正しい知識を普及すること、こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくることに取り組みます。

施策の方向

①こども・若者の権利についての正しい知識の普及

こども・若者をとりまく保護者や地域住民が、こども・若者の権利を正しく理解し、地域でこどもを育てることの大切さを理解することができるよう啓発します。同時に、こども・若者同士がお互いの権利を尊重することができるよう、正しい人権意識の醸成に努めます。

②こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

こども・若者が自らの意見を持つことができるよう支援するとともに、その意見を表明して社会に参画することができる環境づくりに努めます。

2

第4章 施策の展開

こども・若者の成長を支える環境の実現

めざすこと

こどもたちが、家庭・学校・地域において様々なことを学び、元気に成長し、安心して暮らしていくことのできる社会を実現する必要があります。基本目標2「こども・若者の成長を支える環境の実現」では、幼児教育及び学校教育を充実するとともに、多様な体験から学ぶことができる環境づくりを進めます。また、家庭や学校のほかにも安心して過ごせる居場所を持てるよう支援します。さらに、いじめや不登校などを未然に防止し、安心して学べる学校の環境づくりに取り組みます。

施策の方向

①幼児教育の質の向上

乳幼児期のこどもの教育においては、自尊心や自己制御、忍耐力などの非認知能力の基礎を育むことが重要とされています。また、小学校就学への円滑な接続を図ることが必要です。こうした視点に立った幼児教育の質の向上に取り組みます。

※非認知能力：「自分に関する力」（自尊心、自己肯定感、自立心、自制心、自信など）と、「人に関わる力」（一般的には社会性と呼ばれる、協調性、共感する力、思いやり、社交性、良いか悪いかを知る道徳性など）のこと。

②魅力ある学校教育の推進

児童生徒が、学校教育を通じて、人権、国際理解、環境問題など、今日の社会をとりまく多様な課題に関心を持つことができる教育を行う等、魅力ある学校づくりを行います。

学校運営に関しては、地域との関係を重視していくとともに、安全管理の徹底、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するための働き方改革等、様々な角度から魅力ある学校教育の推進に努めます。

③こども・若者の居場所づくり

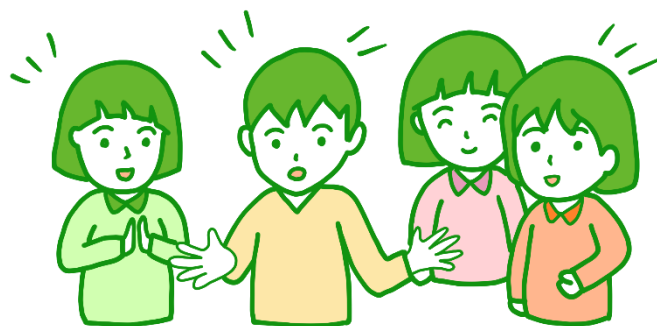
すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験、外遊びの機会を得ることができるよう取り組みます。

④地域や学校で多様な体験ができる環境づくり

こどもたちが地域の人たちと接点を持ち、地域に関わる体験、職業体験など、多様な体験ができる機会をつくります。

⑤いじめや不登校を未然に防止する取り組みの充実

児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、教育委員会と連携し、いじめや不登校などの問題が起きにくい学校づくりに取り組みます。同時に、児童生徒が学校生活における悩みや困りごとについて気軽に相談でき、SOSを出すことができる環境をつくります。



3

第4章 施策の展開

子育てしやすい支援環境づくり

めざすこと

子育て世代の、こどもを産みたい、育てたいと考える希望を叶える支援を行うことは、当事者の幸福の追求においても非常に重要なことです。こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、ニーズを踏まえながら、各種支援に取り組むことが必要です。

基本目標3「子育てがしやすい支援環境づくり」では、子育て当事者のニーズを踏まえた上で、教育・保育提供体制を充実し、多様なニーズに応える子育て支援の充実に取り組めます。また、子育ての相談や情報提供を行うとともに、地域ぐるみでこどもを育てる意識啓発を行います。さらに、家庭での親子の会話を増やし、コミュニケーション力の向上をめざした家庭教育への支援を行います。

施策の方向

①教育・保育提供体制の充実

子育て当事者の意見を聴き、ニーズを踏まえた上で、必要となる幼稚園、保育所等の提供体制を確保します。同時に、教育・保育の内容が、こどもの健全な成長に資するものとなるよう、内容の充実に努めます。

【➡第5章に数値目標を記載しています。】

②多様なニーズに応える子育て支援の充実

子育て家庭の負担の軽減と仕事との両立を支援するため、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業などの地域子ども子育て支援事業の充実を図り、サービスの提供体制を確保します。

【➡第5章に数値目標を記載しています。】

③子育ての相談や情報提供の充実

子育て中の保護者が気軽に利用できる相談事業を充実します。また、子育て中の保護者が孤立することなく地域の人との接点を持ち、必要な支援を受けるために必要な情報を入手できるよう、情報を提供します。

【→第5章に数値目標を記載しています。】

④地域ぐるみで子どもを育てる意識の啓発

地域の子どもを地域ぐるみで育てる意識を育むとともに、子育て中の親どうしが交流し、仲間をつくって一緒に子育てができるようにしていくことで、親の孤立を予防するなど、地域社会全体で子どもを育て、子どもを守る取り組みを充実します。

⑤子育て世代に向けた家庭教育支援

子育て中の保護者が、家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うことができるよう、家庭教育について保護者が学ぶことができる機会を確保するとともに、家庭教育を支援する人材の育成等を行います。

4

第4章 施策の展開

困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実

めざすこと

誰一人として取り残すことなく、すべての子ども・若者が、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を受けることができる社会を実現していく必要があります。子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形で現れます。顕在化した課題の解決としての支援に加え、保護者への支援なども含めて重層的にアプローチする必要があります。

基本目標4「困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実」では、児童虐待防止対策、障がい児施策、社会的養護が必要な子どもへの支援、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

施策の方向

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査における支援をはじめ、健診未受診者へのフォロー訪問、乳幼児全戸訪問事業、地域の医療機関との連携などを実施し、支援が必要な親子を早期に把握し、適切に支援します。

児童虐待の早期発見については、住民による通告が重要な情報源であるため、通告先に関する情報提供を行うとともに、通告の必要性についてホームページ等で啓発します。

②障がい児施策の充実

障がいを早期に発見し、発達段階に応じた切れ目のない支援を提供するため、母子保健事業を充実するとともに、関係機関との連携を強化します。

また、幼稚園、保育所等における障がい児の受け入れを促進するため、施設及び職員体制の充実等に努めます。

③社会的養護施設との連携強化

学校や地域等の関係者、県等の関係機関等と連携し、社会的養護を必要とする子どもにとって最適な支援が行われるよう配慮します。養育者との愛着形成を重視するとともに、可能な限り子どもが家庭における養育環境と同様の環境下で養育されるよう配慮します。

町の「要保護児童対策地域協議会」については、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜開催して機能強化を図ります。

④こどもの貧困対策の充実

貧困により、進学を諦めざるを得ない子ども、学習の機会等を十分に得られないこどもの権利を守る視点から、必要な支援を行います。

⑤ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭のこどもの健全な成長を支えるため、関連機関等との連携を強化するとともに、母子自立支援員による相談・支援や母子家庭等日常生活支援事業など、ひとり親家庭への支援を目的とする事業等との連携を強化します。

⑥ヤングケアラーへの支援

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、こどもが日常的に担うことにより、学業や友人関係等に支障が出て、こどもの権利の侵害につながらないように、十分に配慮します。ヤングケアラーの問題は、本人や家族に自覚がない場合が多く、顕在化しにくいいため、関係機関が連携して情報共有し、ヤングケアラーの早期発見と早期支援につなげる取り組みを強化します。

5

第4章 施策の展開

若い世代の生活基盤の安定への支援

めざすこと

若い世代が、将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服、貧困の解消や貧困の連鎖の防止のために重要なことです。若い世代が社会の中で自らを活かす場を持つことができ、生活基盤が安定して将来の見通しを持つことができるよう支援していく必要があります。

基本目標5「若い世代の生活基盤の安定への支援」では、若い世代の就学・就労・経済的基盤安定への支援、悩みを抱える若い世代への相談支援、仕事と子育ての両立への推進に取り組みます。

施策の方向

①若い世代の就学・就労・経済的基盤安定への支援

若い世代が、将来にわたる生活の基盤を確保し、将来に希望を持って生きられるようにすることは、少子化の克服や貧困の連鎖の防止などにつながる重要な視点です。若い世代の多様な価値観や考え方を尊重し、どのような選択をしても不利益にならないよう、就学・就労・経済的基盤安定のための支援を充実します。

②悩みを抱える若い世代への相談支援

ニートやひきこもりの状態にある若者、進路や人間関係に悩みや不安を抱えている若者等に対する相談支援を充実します。

③仕事と子育ての両立の推進

保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、育児・介護休業制度の普及、労働時間の短縮、育児休暇を取得しやすい職場環境づくりなど、職場における取り組みの充実を働きかけます。また、女性の再就職への支援と、再就職時の保育の利用への支援等を行います。

1

第5章 各事業の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育事業の量の見込みや実施内容等を定めることとされています。

本町の教育・保育提供区域の設定について、第2期計画では、地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、町全体で1圏域として設定しました。

本計画においても、前計画と同様に町全体を1圏域として設定し、教育・保育、地域子育て支援事業の充実を図るとともに、本町のこども関係施策の充実を図ります。



2

第5章 各事業の量の見込みと確保方策

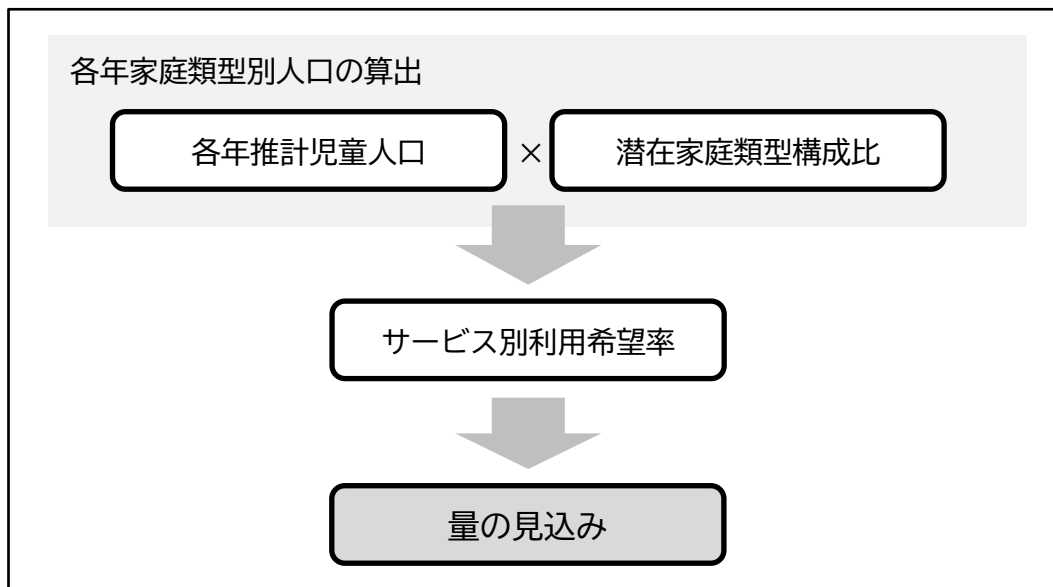
教育・保育の量の見込みの算出方法

(1) 量の見込みの算出方法

国が示した基本指針（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）及びワークシートを基に、事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定します。

量の見込み算出には、「令和6年度に実施したニーズ調査結果・生活状況調査結果」及び「計画期間内の推計児童人口」のデータを使用します。各年の推計児童人口に、ニーズ調査から得られた「潜在家庭類型構成比」（父母の就労状況や今後の就労意向を踏まえた8種類の構成比）および「サービス別利用希望率」を乗じて、「量の見込み」を算出しました。その基本的な手順は、以下に示すとおりです。

量の見込み算出の基本手順



(2) 家庭類型

父母の有無及び父母の就労状況から、子育て家庭をタイプAからタイプFの8種類に分類し、類型ごとの人数・構成比を算出します。

家庭類型は、“現在の家庭類型”と、母親の今後の就労意向を反映させた“潜在的な家庭類型”の2通りを求めます。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況※1
タイプA	ひとり親家庭（母子家庭または父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （パートタイムの就労時間： 月120時間以上 + 下限時間※2～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭<パート就労時間・短> （パートタイムの就労時間： 月下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上 + 下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭<就労時間・短> （就労時間：月下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※1 現在産休・育休・介護休業中の方も「就労している」とみなして分類しています。

※2 「下限時間」とは、各自治体における保育の必要性の下限時間です（本町は64時間と設定）。

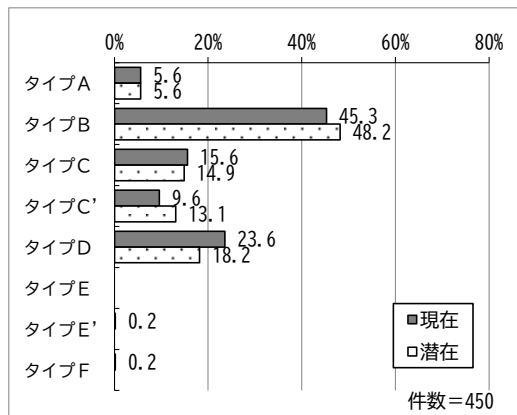
蟹江町における現在の家庭類型と潜在家庭類型の構成比を比較すると、「タイプD（専業主婦（夫）家庭）」における現在と潜在との割合の差が、母親の就労意向（無業からの就労希望）を反映して大きくなっています。こどもの年齢※3別でみると、0歳・1歳では「タイプB（フルタイム共働き家庭）」の割合が高くなっています。2歳以上では「タイプC（フルタイム・パートタイム共働き家庭）」、3歳以上では「タイプC'（フルタイム・パートタイム共働き家庭<パート就労時間・短>）」の割合がそれぞれ高くなっています。

なお、現在の類型では「タイプE（パートタイム共働き家庭）」、潜在の類型では「タイプE」「タイプE'（パートタイム共働き家庭<就労時間・短>）」及び「タイプF（無業の家庭）」について、今回の就学前児童ニーズ調査では該当する家庭がありませんでした。

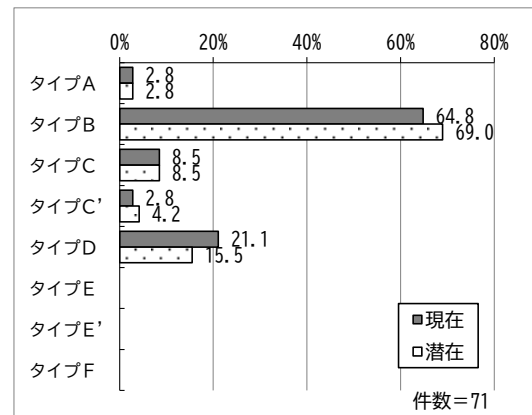
※3 量の見込みの算出においては、就学前児童ニーズ調査の対象のすべてのこどもを学齢（令和6年4月基準）0歳～5歳に分類してニーズ量を集計しています。

現在の家庭類型と潜在家庭類型との比較

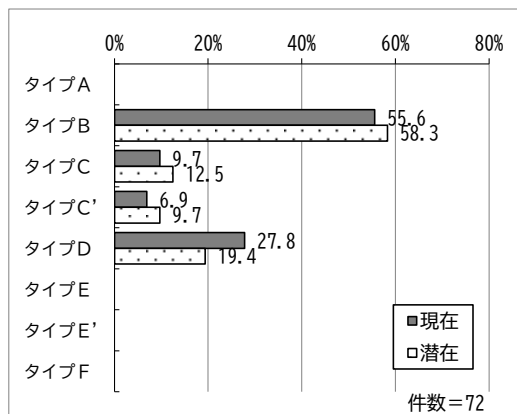
■全体（0歳～就学前）



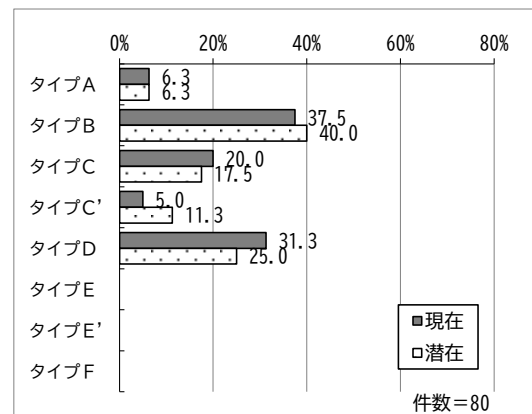
■0歳



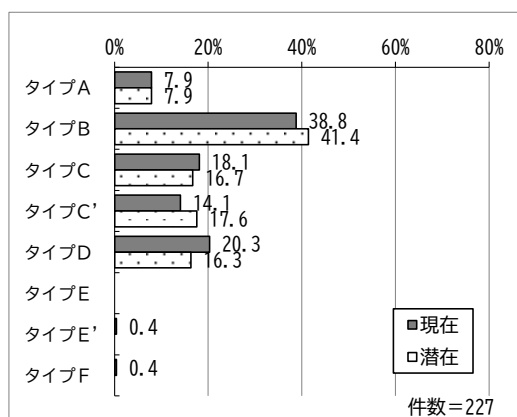
■1歳



■2歳



■3歳～就学前



(3) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっています。こどもの年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

1号認定は3～5歳児で「保育を必要とせず、教育のみを必要とする」こども、2号認定は3～5歳児で「保育を必要とする」こども、3号認定は0～2歳児で「保育を必要とする」こどもにそれぞれ対応しています。

認定区分

	保育の必要性あり		保育の必要性なし
0～2歳児	3号認定		
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	
3～5歳児	2号認定		1号認定
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	教育標準時間利用 (4時間)

(4) こども数の将来推計

コーホート要因法※を用いて蟹江町の人口推計を行い、就学前児童及び小学生児童の各歳別の推計人口を求めました。

0歳から11歳までのこどもの合計人数は、少しずつ減少していくことが見込まれます。

※コーホート要因法：各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

計画期間の推計人口（0歳～11歳）

（単位：人）

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	257	257	257	257	259
1歳	241	249	249	249	249
2歳	242	229	237	237	237
3歳	243	236	223	231	231
4歳	232	239	232	220	228
5歳	268	232	239	232	220
6歳	276	269	233	240	232
7歳	290	275	268	232	239
8歳	270	292	277	270	233
9歳	298	269	291	276	269
10歳	272	299	270	292	277
11歳	308	273	300	271	293
合計	3,197	3,119	3,076	3,007	2,967

注）社会基盤整備による人口増は見込んでいません。

3

第5章 各事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育量（平日日中の教育・保育）

平日の教育・保育量の見込み及び確保方策を以下の通り定めます。
事業内容は以下の通りです。

事業内容

幼稚園	3～5歳児を対象として、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	0～5歳児を対象として、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	0～5歳児を対象として、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設
地域型保育	0～2歳児を対象とし、20人未満の少人数の単位でこどもを預かる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育（定員5人以下） ・小規模保育（定員6～19人） ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

サービスの利用区分

		3～5歳		0～2歳児	
保育の必要性		無	有	有	無
認定区分		1号	2号	3号	無
教育・保育	幼稚園	○			
	保育所		○	○	
	認定こども園	○	○	○	
	地域型保育			○	

①保育利用（2号認定・3号認定）

（単位：人）

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	2号	3～5歳	343	326	320	315	313	
	3号	0歳	55	55	60	60	60	
		1歳	100	104	104	104	104	
		2歳	119	113	117	117	117	
	計		617	598	601	596	594	
②確保の内容	保育所、 認定こども園	2号	3～5歳	391	391	350	350	350
		3号	0歳	55	55	60	60	60
			1歳	123	123	131	131	131
			2歳	142	142	152	152	152
	計		711	711	693	693	693	
	地域型 保育	2号	3～5歳	0	0	0	0	0
		3号	0歳	0	0	0	0	0
			1歳	0	0	0	0	0
			2歳	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	
差 (②-①)	2号	3～5歳	48	65	30	35	37	
	3号	0歳	0	0	0	0	0	
		1歳	23	19	27	27	27	
		2歳	23	29	35	35	35	
	計		94	113	92	97	99	

【確保策】

- 保育所（8園）及び認定こども園（2園）の計10園（定員711人）により、平日の教育・保育量の提供体制を確保します。
- 幼稚園の意向も踏まえ、令和11年度以降の幼稚園の認定こども園への移行を検討します。
- 環境整備を行った上で、令和9年度から蟹江保育所を乳児専門の保育所とし、乳児の受入拡大を図ります。

②満3歳以上のこどもの教育利用（1号認定・2号認定教育利用）

（単位：人）

区 分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号	3～5歳	406	386	379	373	371
	2号		81	77	75	74	74
	計		487	463	454	447	445
②確保の内容	1号 2号	3～5歳	529	529	529	529	529
差（②-①）			42	66	75	82	84

【確保策】

- 幼稚園（1園）及び認定こども園（2園）の計3園（定員 529 人）により、受け入れ体制を確保します。
- 幼稚園の意向も踏まえ、令和 11 年度以降の幼稚園の認定こども園への移行を検討します。

4

第5章 各事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定子ども園等において保育を実施する事業です。

(単位：人)

年間実利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	482	468	467	463	462
②確保の内容	482	468	467	463	462
実施か所数(か所)	10	10	10	10	10
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 公立保育所5か所、私立保育所2か所、認定子ども園1か所で7:30～19:00、公立保育所1か所、認定子ども園1か所で7:30～18:30の時間外保育を実施しています。現状の体制を維持しながら利用ニーズに対応していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

1日平均利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	126	125	120	115	112
	2年生	105	103	100	96	93
	3年生	107	105	101	98	95
	4年生	69	68	66	63	61
	5年生	49	48	47	45	43
	6年生	17	17	16	15	15
	計	473	466	450	432	419
②確保の内容		486	486	486	486	486
実施か所数(か所)		8	8	8	8	8
差(②-①)		13	20	36	54	67

【確保策】

- 利用者のニーズを踏まえて、提供体制を確保していきます。
- 長期休暇中には、受け入れ人数を拡大して対応します。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設への入所等により一定期間養育を行う事業です。

【確保策】

- 利用者のニーズを踏まえながら、提供体制の整備を検討していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人回)

年間延べ利用回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19,822	19,688	19,902	19,902	19,956
②確保の内容	19,822	19,688	19,902	19,902	19,956
実施か所数 (か所)	3	2	2	2	2
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 子育て支援センターで事業を行い、利用者のニーズに対応できる体制を確保します。

(5) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的にこどもを預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業(幼稚園型)

(単位：人日)

年間延べ利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	一時預かり事業 (幼稚園型)	1,190	1,133	1,112	1,094	1,088
	2号認定による 定期的な利用	8,104	7,711	7,570	7,450	7,406
	計	9,294	8,844	8,682	8,544	8,494
② 確保の内容		9,294	8,844	8,682	8,544	8,494
差(②-①)		0	0	0	0	0

一時預かり事業(幼稚園型を除く)

(単位：人日)

年間延べ利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		643	625	623	618	618
③ 確保の内容		2,315	2,315	2,315	2,315	2,315
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在、町内幼稚園1園、町外幼稚園1園、町内認定こども園2園、公立保育所1か所、私立保育所1か所で預かり保育を実施しています。
- 幼稚園及び認定こども園は、在園児を中心とした預かり保育を実施しています。保育所では、幼稚園や保育所に入所していない児童を対象としています。今後も、利用者のニーズに対応できるように、提供体制を確保していきます。

(6) 病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が病児を一時的に保育等する事業です。

(単位：人日)

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在、病後児対応型として、私立保育所1か所で実施しています。
- 近年利用が少ない状況ですが、関係機関と調整し、提供体制を確保していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(単位：人日)

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	346	339	331	319	312
②確保の内容	346	339	331	319	312
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 利用者のニーズを踏まえながら、提供体制を確保していきます。

(8) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：か所)

実施か所数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	基本型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
②確保の 内容	基本型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
差 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保策】

- 令和6年4月開設の「蟹江町こども家庭センター」(こども家庭センター型)を拠点として、事業を実施していきます。
- 地域子育て相談機関については、身近に相談できる場所である地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)において、子育て相談の実施を検討していきます。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査

(単位：人回)

年間実受診者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4,046	4,046	4,046	4,088	4,088
② 確保の内容	4,046	4,046	4,046	4,088	4,088
差(②-①)	0	0	0	0	0

子宮頸がん検診

(単位：人)

年間実受診者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	269	269	269	272	272
②確保の内容	269	269	269	272	272
差(②-①)	0	0	0	0	0

妊産婦歯科健康診査

(単位：人)

年間実受診者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	106	106	106	107	107
②確保の内容	106	106	106	107	107
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票(14回)、子宮頸がん検診受診票(1回)、妊産婦歯科健康診査受診票(各1回)の交付を継続し、受診勧奨を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

こんにちは赤ちゃん事業

(単位：人)

年間実訪問者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	246	246	246	246	248
②確保の内容	246	246	246	246	248
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 母子手帳発行時に事業を周知します。
- 対象者と連絡を取り、保健師等による家庭訪問を実施していきます。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言等を行う事業です。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

(単位：人)

年間実訪問者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 関係機関からの情報提供等により対象家庭を把握し、こども家庭課及び保健センターの保健師等による家庭訪問及び必要な支援等を行います。また、必要な家庭に対しては、複数回の訪問を行い、支援を充実していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する児童の低所得世帯等に対して、実費徴収される給食費(副材料費)を助成します。

(単位：人)

年間実利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	10
②確保の内容	30	30	30	30	10
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 対象の幼稚園が1園であり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行います。

(単位：人日)

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	－	50	50	50	50
② 確保の内容	－	50	50	50	50
差 (②－①)	－	0	0	0	0

【確保策】

- 令和8年度からの事業実施をめざします。
- 対象となる家庭の把握に努めるとともに、訪問支援員等の提供体制を確保していきます。

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、児童の状況に応じた支援を行う事業です。

【確保策】

- 利用者のニーズを踏まえながら、提供体制の整備を検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(単位：人)

年間実利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	10	9	9	9
②確保の内容	-	10	9	9	9
差(②-①)	-	0	0	0	0

【確保策】

- 令和8年度からの事業実施をめざします。
- 事業を周知し、利用者のニーズを踏まえながら提供体制を確保していきます。

(16) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする生後4か月までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。

(単位：人日)

年間延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保の内容	35	35	35	35	35
差(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策】

- 事業を周知し、利用者のニーズを踏まえながら提供体制を確保していきます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わず、すべての子育て家庭に対して、月一定時間の利用可能枠の中で、0歳6か月から3歳未満の児童を保育所等で預かる通園給付事業です。

(単位：人)

年間実利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	7	7	7	7
	確保の内容	—	7	7	7	7
1歳児	量の見込み	—	9	9	9	9
	確保の内容	—	9	9	9	9
2歳児	量の見込み	—	6	6	6	6
	確保の内容	—	6	6	6	6

【確保策】

- 令和8年度から事業を実施します。
- 利用者のニーズを踏まえながら、提供体制を確保していきます。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦もしくはその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

(単位：回)

年間延べ面談回数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		855	855	855	855	861
②確保の内容	こども家庭センター	855	855	855	855	861
	その他	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保策】

- こども家庭センターにおいて実施します。

5

第5章 各事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

こどもの健やかな育ちのためには、質の高い幼児期の教育の充実を図り、保育とともに一体的に提供していくことが大切です。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

保護者が、教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設を適切に利用できるよう、既存施設の意向を尊重しながら、既存施設の認定こども園への移行に必要な支援を行います。

また、幼児教育・保育から義務教育への接続が円滑に進むよう、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携を推進していきます。

6

第5章 各事業の量の見込みと確保方策

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用される方や預かり保育事業等を利用される方が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、事前に施設等利用給付認定・変更を申請する必要があります。町のホームページや広報を通じて制度や手続き方法等についてわかりやすく周知し、利用者の負担軽減や利便性を勘案して、施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携して実施していきます。

1

資料編



蟹江町子ども・子育て会議設置要綱

平成 30 年 3 月 27 日

要綱第 7 号

改正 令和 5 年 2 月 21 日要綱第 2 号

改正 令和 6 年 3 月 22 日要綱第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）

第 72 条第 1 項の規定及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、蟹江町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第 61 条第 1 項の規定に関すること。
- (2) 子どもの権利に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関し調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員の代表者
- (2) 小中学校長の代表者
- (3) 小中学校 PTA 会長の代表者
- (4) 幼稚園の代表者
- (5) 幼稚園保護者会の代表者
- (6) 保育所保護者会の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第 5 条 会議に委員長を置くものとし、委員の互選により選任する。

2 委員長は、この会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(定足数)

第7条 会議は、委員現在数の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第8条 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、民生部こども福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年要綱第2号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年要綱第8号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

蟹江町こども計画

第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和7年3月

発行：蟹江町

編集：蟹江町 こども福祉課

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

TEL：0567-95-1111